

事業者の吸収合併等に伴う指定事務の簡素化の取扱いについて (障害福祉サービス事業者・障害児通所支援事業者)

障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について（令和 6 年 6 月 21 日厚生労働省、こども家庭庁事務連絡）を受け、寝屋川市は、手続の際に事業者からの申出があれば、事案の内容を勘案し、事務の簡素化による取扱いを可能とします。

（※）吸収合併等とは、吸収合併、吸収分割、新設合併、事業譲渡をいいます。

（例）【A 法人の事業所を B 法人が引き継ぐ場合】

A 法人：廃止届出書の提出が必要（廃止をする日の 1 か月前まで）

B 法人：指定申請が必要（指定を受けようとする日の前月の 10 日まで）

	通常の手続き	簡素化による手続き
事前協議	要	省略可※
指定申請手続	来庁	郵送可※

※事前協議の省略及び指定申請手続きの郵送対応が可能となる事案がどうかについては、指導監査課（電話 072-812-2027）までお問い合わせください。

簡素化による指定申請手続時の必要書類については、次のとおりです。

- ・ 指定申請書（様式第 1 号）
- ・ 履歴（登記）事項全部証明書
- ・ 指定に係る記載事項（付表）
- ・ 従業員等の勤務体制及び勤務形態一覧表（指定開始月分）
- ・ 欠格事由に該当しない旨の誓約書
- ・ 暴力団排除に係る誓約書（押印又は署名必要）
- ・ 指定事務の簡素化手続きの特例を受けたい旨の申出書（様式任意）
- ・ その他旧法人が指定を受けている内容に変更がある場合は、当該変更内容に係る必要書類
- ・ 介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表